

## 第2期堺市消費者基本計画における消費者教育に係る骨子（案）

### 1 消費者教育の推進の意義

- (1) 消費者を取り巻く現状と課題
- (2) 消費者教育の意義
  - ・消費者教育の考え方と必要性

### 2 消費者教育の推進の基本的な方向

- (1) 体系的推進のための取組の方向
  - ①各ライフステージでの体系的な実施
    - ・幼児期から高齢期までの各段階に応じた体系的な実施
  - ②消費者の年齢、性別、障がいのある方等への配慮
  - ③学校、地域、家庭等の様々な場への配慮
- (2) 各主体の役割と連携
  - ①消費者行政と教育行政等との連携
    - ・消費生活センターと教育委員会、福祉部局等との連携
  - ②各主体との連携
    - ・消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、その他関係団体との連携

### 3 消費者教育の推進の内容

- (1) 様々な場における消費者教育
  - ①学校等における消費者教育
    - ・小学校、中学校等における消費者教育の推進
    - ・大学等における消費者教育の推進
  - ②地域社会における消費者教育の推進
  - ③家庭における消費者教育の推進
- (2) 消費者教育の担い手の支援、連携
  - ①学校等における担い手
  - ②地域における担い手
- (3) 関連する他の消費者施策との連携